

『講座 教育社会学』一九五五年十月（東洋館出版社）

総合開発計画と教育

矢口 新

総合開発計画の現状

総合開発計画ということが国家的な関心の的となり、或は国家的規模において、或は各府県毎に総合開発計画が樹立され、その実施にとりかかっている。これは戦後、有名なアメリカのT・V・A事業の内容などが紹介されたりして、影響を受けたことにもよるが、何といっても根本的な理由は、敗戦後の日本の生活基盤の縮少ということが、人々の眼をこうい方向に向けさせたということである。

敗戦によって、日本はその領土の半分を失い、且つそれらの領土から内地への帰還人口を抱えて、狭い国土に貧困な資源、更に尠大な人口という事態に直面して、如何にして国民の生存をはかるかということが、最大の難関となった。これに対する打開策として様々なことが考えられているが、それらの前提として何よりもまず必要なのは現在自己の持っている国土及び資源の最大限の利用ということである。こういうことが先行しなければ何をやるにしても始まらないということである。そこから国土の総合的開

発と利用により、生活基盤を実質的に拡大充実しようという総合開発計画に目が向けられて来たのである。

こういう動向が国家的にとりあげられて、国土総合開発法という法律が制定されたのは昭和二十五年である。しかし実際には栃木、山形、佐賀、香川、群馬、鹿児島各県において、それより以前に、様々な形で総合的な開発計画が進められていた。即ち各府県では県財政の充実とか、県民所得の向上とかいう現実的な必要に迫られて、或は電源の開発、或は水利、道路、鉄道、産業施設など様々な領域で経済的建設の基盤をつくる計画と事業が進捗していたのである。そうしてその動向を一応まとめて整理したのが、国土開発法の制定だということが出来よう。

国土開発法においては、以上のような成立の事情から考えても察せられるように、国土総合開発計画という概念についても、かなり中のある考え方がとられている。この法律によると、国土総合開発計画とは、国または地方公共団体が行う施策の総合的かつ基本的な計画であると規定している。国家が全国的区域について作成するもの、都府県がその都府県の区域について作成するもの、二つ以上の都府県がその区域について作成するもの、また特定の区域について都府県が作成するものなど、各種の段階のものがあるのである。

更にまたその内容となるものについては、

- 一、土地、水その他の資源の利用に関する事項
- 二、水害、風害、その他の災害の防除に関する事項
- 三、都市及び農村の規模及び配置の調整に関する事項
- 四、産業の適正な立地に関する事項
- 五、電力、運輸、通信その他の重要な公共的施設の規模及び配置、並びに文化、厚生及び観光に関する資源の保護、施設の規模及び配置に関する事項

というように規定されている。そしてこれらの事項をすべて含んだものでなければならぬということには必ずしもなっていないようである。もちろんこの法律の第一条には、

「国土の自然的条件を考慮して、経済、社会文化等に関する施策の総合的見地から、国土を総合的に利用し、開発し及び保全し、並びに産業立地の適正化を図り、あわせて社会福祉の向上に資する」

という総合的な立場は、はっきりと保持されているが、しかし一定の内容や形態が定められているわけではない。現在樹立されている各府県の総合開発計画をみても、それらの内容項目には相当に差異があるのであって、むしろその計画を樹立する区域区域の特殊な事情が考慮されて計画が成立していると考えられるのである。

さてこれらの総合開発計画において、教育はどういうように取扱われているのであろうか。一般的雰囲気として、現在の総合開発計画においては、文化厚生に関する計画はこれを欠くもの、或は総合開発の問題としては第二義的に取扱っているものが多いということがいえよう。特に教育に関しては、教育に関する計画というものがそもそも形而上的なものを主とするものであるから、総合開発の他の計画と同一の考え方で取扱えない部分がある。もちろん教育に関しても施設計画として施設設備の配置とか規模に関する計画の分野があるが、それも教育内容や方法との関連において考えられなければならないことである。そういうものと関連のない施設、設備などというものを考えることは極く基礎的なもの以外ほとんど無意味に近い。このような性格が教育計画にあるので、総合開発計画の他の分野のものと同列に考えられないのである。更にまた、先にも述べたように敗戦によって縮小した経済的基盤の早急な拡大充実ということが、総合開発の当面の急務であって、いわば経済的な方面に関心が向けられているのである。文化、厚生という方面ももとより根本的には国力の充実の基盤なのである

が、しかし差し当ってはより直接的な生産的な基盤に眼がむけられているということであろう。

現在、教育計画をはっきりとその中にもっている総合開発計画は、富山県総合開発計画のみであるといつてよい。その内容については後に述べる如くであるが、その他の総合開発計画はこれを欠いていると言つてよい。もつともそれは教育に関する事柄が全然含まれていないということではない。例えば林業の振興に関する施策として、高等学校の林業教育を拡充するなどといった程度のことは多くの総合開発計画の随所に見うけられる。これはしかし教育計画とは言えない程のものである。教育計画とはむしろそれから先の計画の問題であつて、如何なる学校で、如何なる内容の教育を行うか、そのための施設設備をどうするか、教員をどう配置するか、等々のことについてこれを実現して行く方策を計画することではなくてはなるまい。現在の総合開発計画には、そういうような教育に関しての総合的な計画を含んだものは富山県のもの以外には見当たらないのである。

しかし最近いわゆる産業教育の声が起つて、教育者の側から総合開発計画に結びついて、産業教育計画を樹立しようという気運が見えている。文部省が各府県に対して産業教育の総合計画を樹立することを勧奨していることも原因となつて、各府県で教育計画を樹立しはじめ、その際多少とも産業の事情に眼を向け、そこから府県のもっている総合開発計画に注目しはじめている。北海道においては、北海道の開発計画が行われていることは人のよく知る所であるが、道の教育研究所や大学等が協力してその総合開発計画に基いて教育計画を樹立しようとしている。またその他の府県においても、教育委員会や産業教育審議会などの教育関係者の側で、それぞれの府県のもつ総合開発計画乃至は、経済振興方策等と関連して、産業教育計画を樹立しようという雰囲気が高まって来ている。このような一般的な雰囲気は注目すべきことであつて、教育計画が、総合開発計画という、い

わば一種の社会計画の一環として考えられて来ているということである。

以上現在における総合開発計画と、その中において、教育がどう取扱われているかという状況を見たのであるが、一般的に言って総合開発計画は現在ではまだ文化とか教育の領域についての計画を包含するに至っていないといえよう。なかんづく教育についてみるならば、教育の計画をその一環としてもつという如き総合開発計画はまず見当らないといつてよい。これは現在の総合開発というものの限界を示すものである。現在の総合開発計画が実際問題として、国家的な規模の総合開発でなく、主として各府県のそれであり、総合的というも、主として経済的な基盤の建設に重点がおかれていて、真に総合的な社会の建設計画となっていないということは、ソ連や中共の五ヶ年計画と比較してみれば明らかなることであろう。もちろん総合開発というものは、ソ連や中共の五ヶ年計画とは異るといつてしまえば、それ迄である。しかし国土開発法の第一条にいうが如くであればそれは必然的に社会の建設計画といったものに徹しなければならぬものである。そうなれば総合性ということとはもつと徹底され、単に産業経済的なもの基盤のみ重点をおいたものでなく、消費生活をも、或は消費的なものと考えられる社会文化の面にも計画が及んで来なくてはならぬ筈である。そうなるるとまたその規模も、現在の如く、各府県のばらばらのものでなく、国家的な統一の構造をもつ必要も出てくるであろう。

しかしそこまで徹底することになると、当然現在の自由主義体制そのものも問題となるであろう。それはまだ将来のことに属するのであって、現段階では、そういう所に近づくために一步一步現実的な努力が積み重ねられつつある時だといつてよいであろう。

教育計画と社会計画

現在ある総合開発計画の多くにおいて、教育計画がその一環として取扱われていないということは、前述のように総合開発計画が真に総合的な社会計画でなく、実際的には主として産業経済的基盤の建設という狭義の考え方をとっている所にあるけれども、また一面においては、教育と社会との関係について基本的な認識が足りない所にもよるのである。即ち教育というものに対する考え方が、現実的でなく、社会の現実的な動向とは無関係に、それ自身の計画によって営まれて行くものであるかの如き考え方が一般であるからである。いわゆる教育は百年の大計であつて、現実に拘泥する必要がないかの如く考えられ、従つて総合開発などという俗事とは関係ないと信ぜられているのである。

教育は確かに百年の大計であつて、その任務は人間の形成にある。それは一面において永遠につながりをもっているのである。しかし、この点だけをみるならば、それは教育の理念をみて現実をみないのであつて、永遠の理想としての人間性の開発もまた現実において、具体的に行われなければならぬことを見逃しているのである。

人間の形成は決して真空の中で行われるものでなく、具体的な生活形態と内容をもつた一定の時代、一定の社会の中に生活する具体的な人間像を目ざして教育は営まれるのである。或る具体的な社会で、具体的な生活をする人間を形成し、その具体的な生活行動において、人間としての永遠の理想を具現出来るような人間の形成をめざしているのである。その意味で教育はあくまで現実社会の要求にこたえた人間の形成を目ざさねばならぬのである。そこから教育の営みは全体として、あくまで現実の社会の営みとして成立して来なくてはならぬ。その教育の目標も、内容も、方法も、

常に現実の社会の要求する最も切実なものによって構成されなければならないのである。

もし教育と社会との関係についてかくの如き根本的認識が確立しているならば、社会計画としての総合開発計画が問題になり、如何なる社会を如何にして建設するかという如き計画が樹立される場合には、必然的に、教育計画をその一環としてもたなければならなくなるであろう。現在の総合開発計画の多くが、まだ小範囲のもので真に総合的な社会計画としての様相をもっていない状態にはあるが、しかもその実現には教育の計画を必要とするものが少くないのである。にもかかわらず、そういうことが等閑視されているのが現状であるといつてよいのである。

以上の如く教育と社会との結びつきについて真の認識が欠けていることは、教育の営みそのものを益々社会から遊離させ、教育の進歩について極めて悪い結果をもたらしている。即ち教育の施策は、社会の現実とは別個に考えられるという思想は、教育の営みを観念的な思想によって左右されるものとする。その観念的な思想といつても、それは過去の伝統的な教育の中から生れた思想以外にはない筈であるから、結局教育は、過去の伝統の中に閉じこめられるのである。かくして、教育は社会の現実から遅れ、社会の進歩に合せて、その内容方式等を進歩させることが出来ないようになるのである。こういう事態において生み出される教育政策とか、教育計画とかが時代の進展に対して反動的な役割を果すことになることは、われわれの注目しなければならぬことである。従つて教育における進歩的な力とは、社会の現実在即することと言いかえてもよいのであつて、従つて具体的には、教育計画を社会計画の一環として位置づけることこそ教育を進歩的ならしめる大きな力であろう。

以上のことは、現在教育界で取り上げられている具体的な問題についてみると一層明らかであろう。例えば、最近やかましい産業教育の問題があ

る。産業教育ということが、単に教育界内での流行であるという考え方は成立たないであろう。それは自覚されていると否とにかかわらず社会の現実の要請である。所がその産業教育が社会の現実と結びつけて考えられる程度はせいぜいそこまでの認識であつて、それ以上具体的な内容方式を考へる場合には、依然として過去の教育方式の伝統の枠の中に閉じこもつてしまふのである。現実の要請を出している社会の産業の現実というものが何等具体的に考えられて来ないのである。如何なる産業が如何なるものを要求しているかについての現実をとらえ、そこから教育の問題を明らかにしようとはしないのである。そこに産業教育といつても具体的には昔ながらの職業教育の伝統で、高等学校の職業課程の施設や、中学校の職業家庭科という教科の問題とされる理由があるからである。従来教育の枠内で、それに当るものに目をつけて、そこだけで物を考えるのである。果してこのようなことで教育が真に近代社会に適應するような形に改造されて行くであろうか。そこにわれわれは多大の疑問を持たざるを得ないのである。近代産業は刻々に進展しその組織や規模や方式においても日進月歩の状態にあるのであるから、これに適應するように教育がその体制をととのえるためには、あらゆる面で常に産業との密接な関連を必要とするのである。単に教育界の内だけに於いてこれを処理しては、到底不可能なのである。産業において如何なる人間が要求され、如何なる技能や、如何なる知識が必要とされるかについても、常に産業の現実に立ち入つて考察されねばならぬであろうし、その要求する技能や知識をもつた人間を形成するにしても、産業社会の全面的な共同によらなければならぬであろう。教育はそういうものから離れて、己れ自身の血だけによつて発展しようとしても、それは不可能のことに属するのである。もし教育が己れの更新を考えるならば、それには社会現実からの輸血が必要なのである。

かくの如く考えれば、産業教育の発展計画を考える場合に、当然それは、

社会計画としての産業の発展計画との関連において考えられねばならず、その社会計画の中に位置づいてその一面としての基本的性格が確立されなければならぬのである。このような意味において教育計画は社会計画の一環としてなければならぬといえるのである。

以上例を産業教育の問題にとつて考えてみたが、このようなことは、現在の教育問題の重要なもの、例えば勤労青少年の教育問題、入学試験問題等々について同様にいわれ得ることである。例えば純然たる教育問題と考えられる高等学校、中学校などにおける入学試験問題についてもそうである。これらももし教育界の中だけの問題として入学者の選抜方式の改善などだけによって解決されると考えるならば、見当外れであつて、むしろ社会的教育的な要請の変化の問題としてこれを把握し、教育の機会均等をもたらゆる面で実質的に実現してゆくことによつて解決される問題なのである。そうしてかくの如き問題として考えられるならば、これも広く社会の現実の要請を解明し、それに従つて社会の全面的協力によつて計画的に改善すべき問題であろう。即ちそれは社会計画としての教育計画という立場で考えられなければならぬことである。

このように現在教育問題としては、根本的な立場で、新しい社会現実の輸血によつて考え直し、計画し直してゆくべきものが多いのである。新たな社会全体計画の中に位置づけられた教育計画を今の教育は最も必要としているのである。

現在、教育政策に総合性が欠如し、様々な領域の問題に対してそれぞれ断片的な政策が思いつきに行われて支離滅裂であるといわれている。これもその根本原因は教育の問題が過去の伝統的概念の枠の中で処理されて、皮相な扱いをされていたからである。教育政策が総合性を獲得するためには、それぞれの領域の問題が社会の現実生活のどこから発生したかを根本的に究明してみなくてはならぬ。そこから従来と異つた構造が見え

てくるのであつて、それが教育を新しく進展させる基となるのである。そういう考え方がなく、過去に成立した教育をそのまま直接的に延長してゆけばよいという考え方ならば、計画はもとより必要でなくなる。そういう教育は社会の現実の発展とは益々遊離して行くであろう。教育がたえず新しい社会に適応してゆくためには、常に社会の現実から、それ自身を批判してくる力を得て来なければならぬ。それは社会の発展の計画に従つてその一環として教育を計画してゆくことである。

総合開発計画が現在、社会計画としてそこまで明確なものをもっていないとしても、しかも社会の各分野の発展に関する現実的具体的計画をもっているから、教育がそこから新しいエネルギーを得て、それ自身の更新をはかるように考えることは極めて有意義なことであろう。総合開発計画に対して教育の側からもつと関心が向けられてよい筈のものである。

総合開発計画の一環としての教育計画

現代の総合開発計画における教育計画が如何なる姿のものとなつているかその現状と問題点について、次に紹介しておこう。先にも述べたように富山県における計画が現在最も形の整つたものと思われるので、それを具体的な例として述べよう。

計画樹立の体制

富山県における総合開発計画は、県知事の諮問機関として設けられた総合開発審議会によつて樹立されている。これは条例によれば県知事を会長とし、五十人以内の委員によつて構成されている。審議会には七つの専門委員会がおかれている。更に各委員会には専門的に調査審議する所の専門

分科会がおかれている。それらをあげれば次の如くである。

- 一、水政委員会
 - 1 治山治水専門分科会
 - 2 電気専門分科会
 - 3 利水専門分科会
- 二、農村委員会
 - 1 農家経済専門分科会
 - 2 耕種専門分科会
 - 3 畜産専門分科会
 - 4 農地専門分科会
 - 5 林業専門分科会
 - 6 水産専門分科会
- 三、商工委員会
 - 1 鉱業専門分科会
 - 2 工業政策専門分科会
 - (製材木工業、食品工業、窯業、その他、他の専門分科会に属しない工業を含む)
 - 3 金属機械工業専門分科会
 - 4 化学工業専門分科会
 - 5 繊維工業専門分科会
 - 6 商業専門分科会
- 四、交通委員会
 - 1 道路専門分科会
 - 2 鉄道専門分科会
 - 3 港湾専門分科会
 - 4 県道計画専門分科会
- 五、文化厚生委員会
 - 1 民生専門分科会
 - 2 衛生専門分科会
 - 3 住宅専門分科会
 - 4 観光専門分科会
 - 5 教育専門分科会
- 六、財政金融委員会
 - 1 財政専門分科会
 - 2 金融専門分科会
 - 3 県民所得専門分科会
- 七、総合委員会
 - 1 人口雇用専門分科会
 - 2 食生活専門分科会
 - 3 地域的計画専門分科会

これらの委員、専門委員は会長の委嘱するものである。また各専門分科会には、幹事、調査員等が委嘱されて、それぞれの分科会の事務連絡や調査審議の補佐をすることになっている。また審議会には事務局がおかれていて、審議会の庶務に関しては一切を行うことになっている。

以上のような機構において、教育に関する調査審議は教育専門分科会が行うものであるが、ここに一つ問題がある。それはこの計画が樹立され

施される場合に起る問題であるが、教育委員会との関係である。教育行政当局は言うまでもなく教育委員会であつて、知事ではない。教育計画は知事に対して答申として計画を提出するのであるから教育委員会とは一応何等の関係がないことになる。実際には富山県においては、教育委員会が全面的に教育計画の樹立に参与し、現にその計画に従つて計画を実施すべく努力しているのであるから、問題がないのであるが、少くとも形式的には問題が残るのである。

次に専門分科会の専門委員、幹事、調査員の選任についてであるが、これについても様々な問題がある。これらの委員は言うまでもなく県知事の依嘱によつて任命されているわけであるが、まずそのことについて問題がある。総合開発計画なるもの自体を如何なる主体が策定すべきかという問題とからんで、異つた選任の仕方が考えられないわけではない。特に教育の専門分科会に関しては、教員組合とか各種教育団体とかの代表者という形で委員が選任されたわけではないので、審議会とそういう民間の団体との関係という点が問題となるのである。

これは前の問題ともからみ合うのであるが、教育計画が全県民のたてた計画として樹立されるためには、その立案に当る専門分科会が如何なる人々によつて構成されるべきかという問題である。各方面の代表者ということとは充分考えられねばならないが、それがどういふ方式でそうなるかということはむずかしい問題である。学識経験者、各種団体の代表者、各種の問題の専門家、更に県外からの協力等を如何なる方式でどう選任して委員会を構成するかということについては様々な考え方があるのである。

しかし根本的なことは、計画ということは、決して観念的な机上のプランではないのである。否、むしろ反対に科学的な操作であるからそういう操作即ち現実の実態を調査し、整理し、解釈し、計画を樹立するという実質的な操作が行われ得る委員会が構成されることが望ましいのである。そ

うしてその樹立された計画が県民全体のものとなることは、その計画が試案として県民全体に提案され、その実践的批判という形で次第に形成されて行くべきではないか。計画とは本質的には刻々改編されてよいのであって、実践を通じてその形を次第に改めて行くというのが本質的なあり方であろう。計画とは紙に書かれたものでないのであって、まして一度紙に書かれたものが、動かすべからざるものとなり人間を拘束することがあつてはならないのである。

教育計画の構成

次に教育計画の構成についてであるが、その形式は、他の部門と同様に次のようになってゐる。即ち大きく現況と計画とに分れ、現況に現況分析の結果とその資料、計画には基本方針、計画の内容及び付属資料とが入ることになっている。基本方針には、計画策定の基準大綱や現状分析、将来の見透しを勘案して決定されたこと、特に計画の重点、計画内容相互の関連性などを含ませる。計画内容には、まず計画の目標をかかげ、その手段としての計画をあげる。この内容は基本計画と中間長期計画と短期計画とに分けられる。基本計画というのは現状を分析した結果出てくるやや理想的な到達目標ともいふべきものであり、年限を限らない。中間長期計画というものは十年計画で、基本計画の到達目標に向つて現状を出発点として、現在の人的エネルギーを計算してどういう順序でどう歩んで行くかというどこまでも実現可能な現実的計画で、いわば十年間の実施の順序である。短期計画というのは、そうして計画された中間長期計画の最初の二年のいわば実施細目ともいふべきものである。これらを通じて根底に流れているのが基本方針であつて、いわば計画の基本となる基本的教育理念、或は教育の基本原則である。この基本理念が計画全体のいわば大黒柱であつて、計画全体を総合統一し、各分野の間に矛盾を来さないようにする、大

体以上のような構成になつてゐる。

その具体的内容についてみると、計画された教育の領域は幼児、初等、中等（中学校及び高等学校）、特殊教育、社会教育となつており、その他特に健康教育について計画してある。

各領域については、それぞれ教育機関の配置の問題、教育の内容方法の問題、施設設備の問題、教員の問題等である。ここで高等教育即ち大学についてはその分野が県の施策の範囲外にあるのでとりあげられていない。ただ随処にそれに関して要請する事項が掲げられてある形式となつてゐる。

以上がこの教育計画の形式と取扱われた内容の概略であるが、ここに特に注意しておかねばならぬことは、計画というものの当然のあり方であるが、現況分析を基礎とした計画であるということである。総合開発計画という極めて現実的な計画の一分野であることからそれは当然のことであるが、他の分野はともかく教育計画の場合はこのことが特に注意される必要がある。それは教育計画というものが従来ともすれば観念的に机上のプランとして樹立される傾向があつたからである。従来教育改造などというのと、直ちに制度の改革が外国の事情などを参考として考えられるという傾きがあつて、真に現実の実態を把握し、そこから問題となる点を徐々に改善してゆく計画性というものに乏しかったのである。この点で、総合開発計画の一環として、現実の分析を徹底し、これを批判し、将来の見透しを勘案して計画を樹立するという方式は、教育にとつて特に大切な方針といわなくてはならぬ。

この点からして、この計画が制度の改革という如きことでなく、むしろ現制度のもとにおいて、改善すべき点を発見し、その手段方法を考えるという方向に進んでいることも、大切な態度として注目される所がある。現実的な計画とはむしろ常にかくの如く、現実的であり、教育制度の改革という如きは、そういう改善の努力の結果として必然的に生れるべくして

生れるものと考えるべきであろう。

教育計画の立場

次にこの計画が如何なる立場で策定されたかをみるために、計画の基本方針の概略を紹介してみよう。

まず第一に、総合開発計画の一環としての総合教育計画であることに鑑み、産業性の見地から教育の全面を検討し、これを中心視点として教育構造を全面的に近代化するということが述べられている。これはこの教育計画の最も基本的な立場の一つであつて、教育を全面的に近代産業社会に適応したものとらしめるための計画という立場をとっているのである。これは総合開発計画というものの中におけるあり方から当然の帰結として考えられる立場であると思われる。

第二にもう一つの基本的な立場として、教育の機会均等を実質的に実現しようという立場が述べられている。即ち学校教育自体の連携はもとより、学校、社会両教育の緊密な連携を図り、その全面に亘って実生活に即する教育方式を実現し、県民の総てに対して教育機会を均等に与えるというのである。

以上が教育計画の樹立の根本的な立場を表明したものであつて、いわゆる基本方針であり、以下は教育の内容方法等に関する方針となつている。まず第三項に、この教育計画が重点的に考える目標と内容方法について規定し、教育内容の現実性と課題性を重視し、多様な教育方式を採用して、その近代化をはかると共に、自主的、実証的態度を形成することに重点をおき、近代産業人、文化人たるの教養を得させるといつている。

ついでに施設設備の共同利用、教育者の養成についての対策樹立をかか

げ、これらの目的達成のための方法として教育界と産業界との連携をあげている。

これを以てみると、全面的に産業性が重視され総合開発計画の一環としての教育計画という色彩が極めて明確であるが、ここで注意しなければならぬことは、産業社会の要請に従うことと教育の自主性ということとの関係如何という問題である。往々にして世間には教育が産業との関連を密にすることに よつて、教育の自主性を喪失するかの如くいう人々がいる。確かに実際問題としてその危険があり、教育が産業の宣伝としか考えられないという実例もないわけではないけれども、しかも基本的態度としては産業社会の要請にあくまで従うという態度をとるべきであつて、その場合に教育の自主性をあくまで堅持するということでなくてはならぬ。即ち教育はあくまで自立的態度を持して、しかも産業社会の要請を受け入れてこれを人間形成の基本理念の体系の中に位置づけるということがなされねばならぬのである。この具体的方法は決して容易ではないが、それを行うことによつてのみ、理念的にしてかつ現実的なる教育が成立することもまた明白なことである。そしてこの点が具体的に総合開発計画の各部門の計画と教育計画との相関連する点なのである。この点については富山県では如何なる方式をとっているであろうか。それはかつて著者が紹介したように、総合開発審議会の各専門分科会が明かにした所の社会や産業の現実の問題、その問題の批判に基く将来の計画を教育の問題として即ち人間の問題として翻訳するという方法である。教育は基本的にはいわば人間の問題である。産業や社会の計画は物の問題である。しかし物の問題はただ単に物の問題でなく、人によつて使われる物の問題である。従つて産業の問題にしても或はその計画にしても、それは裏からみれば、それを使う人間のあり方の問題である。だから翻訳ということが可能な筈である。

産業の教育に対する要請とは、産業界の人々の教育意見ということでは

なく、もちろんそれもあってよいけれども、それよりはむしろ産業の現実や動向が、如何なる人間を必要とするかを教育の側から教育理念によってとらえることである。そこに教育の自主性が確立されるであろう。そうしてこそ社会計画の一環としての教育計画が成立するゆえんがあるといえよう。

計画と実践

教育計画についての概略を紹介したが、最後に残された実践の問題についてのべよう。教育計画にしても、総合開発計画にしても、或る時に、或る社会の現実が生んだ設計図なのである。それは何時の時代にも適用し得るような単なる観念的プランでなく、また単なる理想でもない。むしろ現実を起点とする所の発展の順序の設計なのである。だからそれは社会が異れば、それに従って異なるものである。計画はそれを生んだ社会の象徴ともいべきであろう。そうして、それが実行されて、次の段階に到達すれば、また次の順路の設計が成立するのである。実践が新しい計画を刻々とつくり出して行くのである。

従って総合開発計画が十年の計画で策定されたからといって、それは十年間、そのまま生きつづけるものではない。むしろ実践によって刻々つくりかえられて行くのである。或は刻々具現化されて行くといつてよいかも知れない。だから始めに樹立された十年間の計画は、当然改編されて行かなくてはならないし、またそれによってその意義が生じるのである。それは一に実践にかかるのである。だから計画を批判し、これを推進するものは、実に何よりも社会の実践にあるといわねばならぬ。

計画―社会的実践―計画という循環がくりかえされて、次第に波紋がひ

るがり、総合的な社会計画がみのつて行き、社会現実が建設されて行くのであろう。現実の建設ということは近代社会にあっては極めて複雑な問題をもっている。極めて困難なことである。そこに計画が往々単なる机上プランになる恐れがある。これを越えて計画が進められる為には人的要素が大きい役割を果すことはいまでもないが、計画の樹立の段階で着実な実証的科学的な方式がとられ、あくまで現実的な態度で計画が樹立されるということも大きい要素となるであろう。そういう段階を通じて、現実には脚をおいて現実改造を行おうとする人物も形成されて来る。そういうものをエネルギーとして、実践が次第に拡大され、社会的運動となつて行くことによつて、はじめて総合的計画の推進ということになるであろう。この意味で総合開発計画の策定、その実施ということとは一面において社会の人間改造という機能を果すともいいうるのである。

教育現実の建設もそういう社会的視野において考えられ計画実践されなくては真の建設とはならないであろう。そこに教育計画が総合開発計画の中に本格的にとりあげられなければならない理由もあるのである。現在は国家的にみて、決してそういう体制になつていないのであつて、極めて現実的な当面の問題のみが取扱われている状態にあるが、一刻も早く真の総合的社会建設計画が取上げられる日が来ることが望まれるのである。しかしそれを望むと同時に、また現実的に可能な限りの計画と実践とによつてその雰囲気や推進する努力がなされなくてはならぬ。これが当面のわれわれの課題であらう。